

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

第3回建設・産業小委員会（議事概要）

日 時 平成14年6月6日（木） 午後1:30～4:10

場 所 あみの図書館2階集会室

出席者 14人

主な議題

- (1) 協議第1号 合併協定項目の調整方針（案）について
- (2) 協議第2号 協定項目 19-24 建設関係事業の取扱い
- (3) 協議第3号 協定項目 19-25 公営住宅の取扱い
- (4) 協議第4号 協定項目 19-28 農林水産事業の取扱い
- (5) 協議第5号 協定項目 19-29 商工観光事業の取扱い
- (6) 次回の議題について
- (7) 次回の小委員会の日程

議事経緯

委員長あいさつ

会議成立確認

議題

- (1) 協議第1号 合併協定項目の調整方針(案)について
・・・確認（総務・企画・議会、住民・福祉・教育小委員会では別途協議）

合併協定項目の調整方針（全文）

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の合併協定項目の調整を行うにあたり、次のとおり調整方針の原則を定め、作業の指針とします。

基本的理念

合併を新たなまちづくりのスタートと位置づけ、新たな時代の行政需要に応え効率的な行政サービスが行い得る体制整備を図りつつ、今までの各種施策を再構築し、住民福祉の向上を目指すことを理念とし、すべての事務事業を調整します。この際、6町のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域が均衡ある発展ができるよう、配慮することに努めます。

調整方針

1.（住民福祉向上の原則）

現在、6町で行っている各種住民福祉施策については、市制移行後も基本的にサービスを低下させないことを原則とします。そして、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については速やかに見直しを行い、より充実した住民福祉施策の構築を目指します。

2.（負担公平の原則）

使用料、手数料、各種税金、負担金など住民が直接負担するものについては、諸法令等

に従い公平で公正な負担となるよう、激変緩和に配慮しつつ調整に努めます。

3.(健全な財政運営の原則)

合併後の各種施策の実施が将来にわたり円滑に推進できるよう、合併を機に財政の再編成を行い、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指します。

4.(行政改革推進の原則)

行政機構の再編成を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの行政需要に対応し得る広範かつ専門的な組織づくりに努めるとともに、各種施設の有効利用を進めることにより住民生活の利便向上に努めます。

5.(適正規模準拠の原則)

新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業の内容を見直し、適正な規模となるよう、調整します。

6.(一体性確保の原則)

市制移行後、引き続き住民票等の交付・証明事務、福祉サービスの継続利用、各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道等生活関連基盤の安定的な稼働等住民生活に係わる事項については混乱をきたさないよう速やかな一本化に努め、円滑にサービスが提供できるよう努めます。

主な意見

- 委員 調整方針の中に激変緩和とあるが、それが予想されるか、またどの程度か。
- 事務局 先進事例ではゴミ問題で料金がアンバランスであり、こうした点で料金調整をしなければならないものがあると想定してこういう表現を使っている。
- 委員 健全な財政運営の原則は、非常に大事。国の交付税の見直しの動きなど、安定した財源確保が、将来難しくなると推測する。6町の財政の将来見通しはどう想定されるか。
- 事務局 財政の将来見通しは、現在試算作業中。交付税については、町村に手厚い段階補正を本年度から見直し、削減されることが決まっている。加えて、公共事業の削減に伴う見直しも行われ削減される。さらに、自治体の自主努力が反映できる交付税の算定改正が行われる見込みで、これも交付税の削減につながるものと予想される。
- 委員 6町の速やかな一体化とあるが、もっと詳しく。
- 事務局 新市がスタートすると同時にスムーズに事務を行えるよう、住民票に係る電算システムの変更など、その事前準備を行うという意味と、まちの将来は一体性があるってはじめて発展できるという2点の意味を示している。

(2) 協議第2号 建設関係事務の取扱いについて・・・確認

主な意見

- 委員 指名参加及び資格審査は、久美浜町のみ要綱を定めているが、なぜ、要綱を定める必要があるのか。
- 部会 入札及び契約の適正化の促進に関する法律が、平成13年4月から施行されており、入札の透明性をより確保することとなっているため、要綱などの定めが必要。
- 委員 指名選考委員会の事務は、どういう経過で調整案が作られたのか。
- 部会 今の各町の事務の違いをまとめるのには、峰山町の例に従うのが一番スムーズに行えるとの考えによる。
- 委員 調整結果の案の示し方では、その理由が不明。理由を明記されたい。
- 事務局 改善する。
- 委員 新しいまちの首長によって、調整結果が変わってしまうこともあるかもしれない。協議会ではどこまで決めておくのか。
- 事務局 6町の首長から、最大限一元化の調整をするよう指示されており、努力しているところ。
- 委員 何か平均値を出しているだけのようだが、市になれば規模、ボリュームが違う。近隣の市を参考にすべき。また、先進事例で見習うべきものは見習い、ユニークなものがあれば取り入れるべき。

(3) 協議第3号 公営住宅の取扱いについて・・・確認

主な意見

- 委員 町営住宅の家賃は、合併後上がるのか。また、高所得を得るようになった者は、立ち退かねばならないか。
- 部会 家賃については、現行のまま引き継ぐ。その算定は、公営住宅法に基づき行っており、新市になったから変更するものではない。また、公営住宅法に定められた基準以上の所得のある者は、法に照らして立ち退きをいただくことになっている。
- 委員 1ページの調整案の借地料にかかる部分は、適正価格の基準を定めることは必要だが、交渉で決まるものでもあり、また財政を圧迫する値上げを認めることにもつながる。削除すべき。
- 事務局 削除する。

(4) 協議第4号 農林水産事業の取扱い・・・確認

主な意見

- 委員 農業振興地域整備計画で、農用地の見直しは、市になって見直されるのか。また都市計画法とのからみが出てくるのか。
- 部会 都市計画法と農用地はだぶらない。しかし、都市計画区域がある町とない町がある。新しい市の土地利用計画は、都市計画を含め、新しい体制で議論されることになると思うので、現行のまま新市に引き継ぎたい。

委員 森林施業計画は、新市になってもそのままいけるのか。
部会 現在新しい制度に移行することとなっており、京都府の指針が出た段階で、各町で地域や森林組合に相談し見直しをされる見込み。

(5) 協議第5号 商工観光事業の取扱い・・・確認

主な意見

委員 住民の消費生活学習グループへの支援が丹後・弥栄・久美浜町で行われていないのはなぜか。
部会 峰山・大宮・網野町では組織ができており、支援が行われている。

(6) 次回の議題について
協定項目の協議について（調整案のできたものから順次提案したい）

(7) 次回の小委員会の日程等
第4回建設・産業小委員会
日程 平成14年7月9日（火）午後1時30分
場所 JA久美浜支店 会議室

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
（速報のため、事後修正の可能性あり）